貧困と高等教育

―生活保護世帯の大学進学に関する諸問題―



名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授 桜井 啓太

~要旨~

大学・専門学校への進学がユニバーサル化している現代において、生活保護世帯の進学率は20~30%台にとどまっている。その背景には家庭の経済的格差に加えて、保護世帯の学生の生活保護利用を認めない制度特有の運用(世帯分離)があることが指摘されている。

本稿では、2017年に実施された生活保護世帯に対する国の全国調査の結果から、その諸課題(奨学金の借入実態、生計状況、進路選択への影響)を検証した。調査結果からみえたのは、①生活困窮の実態(生活保護世帯の学生とその家族の5割以上が食費を削り、衣類の購入を控える。また一部では医療機関の受診抑制もみられた)、②重い教育費負担と多額の(貸与型)奨学金利用、③現行の制度運用が及ぼす進路選択への負の影響等であった。国は2018年度より新たな進学支援策を打ち出しているが、それも根本的な解決策とはなり得ていない。平等な教育機会の面からも、貧困除去の面からも抜本的な解決策が求められる。

1 はじめに

2017年度の生活保護世帯の大学等(短大、専修学校含む。以下「大学等」。)進学者数は4282人であり(厚生労働省2018b:4)、在学者全体では全国で1万人前後の生活保護世帯出身の大学生等がいると言われている。進学率でみると一般世帯と生活保護世帯の格差は2~4倍程度にのぼる。所得階層と教育機会の関係が言及されて入しいが、依然として貧困は教育機会に大きな影響を及ぼしている。

生活保護世帯の進学を妨げているのは、所得の影響だけでなく、その制度運用にも大きな問題がある。生活保護世帯の学生に生活保護利用を認めない現行の措置が与える影響は大きく、

教育機会のみならず進学後の生活困窮にもつながっている。本稿では、生活保護世帯の進学をめぐる諸課題について、生活保護世帯出身の大学生等を対象とした全国調査の結果を取り上げ、学生およびその家族の生活困窮の実情を分析する。その上で、生活保護世帯の進学支援策の課題とあるべき方向性について考察する。

2 生活保護世帯と大学進学

(1) 生活保護世帯の大学等進学率

現在どれくらいの学生が高等教育機関へ進学 しているのだろうか。2017年度学校基本調査(文 部科学省)によると、全世帯の大学等(短大・ 専修学校含む)進学率は73.0%(大学・短期大 学 52.0%、専修学校等 20.9%)になっている ¹⁾。この数値は現役生だけに絞った値であり、浪人生等も含んだ過年度卒業の高等教育機関全体の進学率は 80.6%(18 年度速報値では 81.5%)とすでに 8 割を上回っている(図 1)。

一方で、内閣府「2017年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」によると、生活保護世帯の大学等進学率は35.3%(大学・短大19.0%、専修学校等16.3%)であり、全世帯との間に2倍以上の開きがある。なお、国は生活保護世帯の過年度卒進学率を公表(算出)していない。過年度卒の計算方法では、中卒者や高校中退者を分母に含めて算出するため(総入学者/18歳人口)、桜井(2018:37)は、中卒・高校中退が多く、浪人が原則認められない生活保護世帯の高等教育進学率は「21~22%」程度になると推定している。この場合の全世帯と生活保護世帯の進学格差は2倍をこえて4倍に達する。

子どもの貧困対策でたびたび話題となる高等 学校等進学率は生活保護世帯 93.6% であり、全 世帯の 99.0% に比べると 4.4 ポイントの差があ る。単純な数値だけをみると高等教育の進学格 差ははるかに大きいことがわかる²⁾。

(2) 生活保護と大学進学(世帯分離)

高等教育の進学格差の主要な要因が、「世帯分離」という生活保護制度特有の運用にある³⁾。 世帯分離とは、生活保護世帯の学生が大学等へ 進学する場合、学生のみ保護の適用を除外する 生活保護制度の措置を指す(引き続き同居の継 続は可能)。

この措置が用いられる理由は、生活保護制度の「稼働能力の活用」解釈にある。日本の生活保護制度は、義務教育修了(中学校卒業)時点で就労可能年齢とみなし、就学ではなく働いて生活保護世帯の家計を支えるように求める。そのため、過去においては高校進学についても認められていなかったが、1970年に「高校就学は将来の自立に役立つ」として生活保護を利用しながら就学する「世帯内就学」へと制度運用を変えた(牧園 1999)。これにより現在では、事実上高校生の生活保護受給は認められている4)。

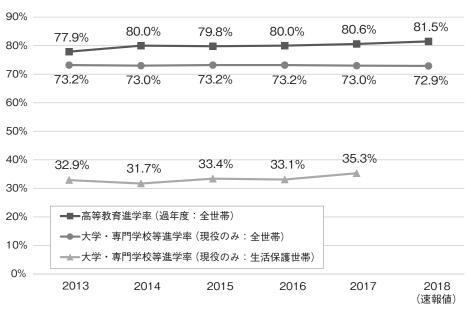


図1 大学等進学率の推移(全世帯と生活保護世帯)

出所:2013-17年度は厚生労働省(2018b:4)。2018年度は筆者が文部科学省「学校基本調査」 (2018年度速報)を元に算出して加筆。 大学等の場合、世帯内就学ではなく世帯分離が適用される。保護費は学生分が除外され、医療扶助の適用もない。学生は、学費等の就学費用を日本学生支援機構等の奨学金を利用し、生計に必要な費用をアルバイト等によって捻出し、個人で国民健康保険に加入する。

近年、OECD 諸国のなかでもトップクラスに高い学費と教育ローン化した貸与型奨学金による「奨学金問題」が注目を集め(岩重 2017,大内2017)、それらを背景に低所得世帯の大学生を中心に「ブラックバイト」問題も認知された(大内・今野 2015)。生活保護世帯である保護者(親)からの援助は望めず、国の公的救済の対象からも外れた保護世帯の大学生たちは、学費の大半を借金(貸与型奨学金)にてまかない、生活費はアルバイトに頼る。まさに「奨学金問題」のハードな典型例にあたる。

3 生活保護世帯の大学生の生活実態(全国 調査から)

(1) 生活保護世帯の大学生等の生活実態調査

① 調査の経緯

「子どもの貧困」と「奨学金問題」の結節点であり、世帯分離という生活保護制度の運用が引き起こしている生活保護の大学進学問題であるが、保護世帯の学生の生活困窮や、進学格差への影響については、長らく実態が明らかにされてこなかった。しかしながら、16年度に堺市・大阪市立大学が共同で市内の生活保護世帯の学生168名を対象に独自調査を行なった(堺市調査)。この調査結果は大きな反響を呼び、国会でも取り上げられた50。これを受け、国は17年度に生活保護世帯の大学生等を対象に初の全国調査を実施した。ここでは、国の全国調査結果から読み取れる生活保護世帯の大学生等の状況を紹介する60。

② 調査の概要

全国調査は、調査基準日(2017年4月1日) 時点で大学等に在籍しており、生活保護世帯と 同居し、かつ世帯分離されている者を対象にしている。あらかじめ抽出処理された4,445人に 実施され⁷⁾、回収数は2,025人(回収率45.6%) であった。全国の福祉事務所を介した郵送方式 で行われ、調査期間は17年11月20日~12月 22日である。(詳細は「調査報告書」1頁参照)⁸⁾。

③ 基本属性

回答者の性別は、男性 47.3%、女性 52.4% と全体では女性が高くなっている (n=2,025) 9)。ただし、大学に絞ると男性 58.4%、女性 41.4% と逆転しており、女性は短大・専修学校等を選択する傾向が強い。学校種別は、大学 55.8%、短大 8.0%、専修学校等 36.2% である。大学種別は国公立 9.2%、私立 90.8% と私立の比率が非常に高い (n=1,731)。学年は、1年生 35.2%、2年生 26.3%、3年生 12.5%、4年生 10.3%、その他、無回答が 15.7%。修業年限の短い短大・専修学校が多く含まれ、また中途退学の影響により 3・4年生の比重は少なくなっている。

(2) 調査結果からみえる実態

① 生活困窮の実態

調査から最も鮮明にあらわれたのが、生活保護世帯出身の学生及び、出身家庭の生活困窮の実態であった。図2は世帯分離により学生分の生活扶助費が減額したことで、出身家庭(生活保護世帯)に及ぼした影響を示している。「食費を節約した」57.1%、「衣類の購入を控えた」55.0%とあるように、文字通り衣食を削っている生活実態が明らかになっている。世帯分離による「家庭への影響なし」との回答は4.7%であり、家計状況が世帯分離前の水準と変わらない

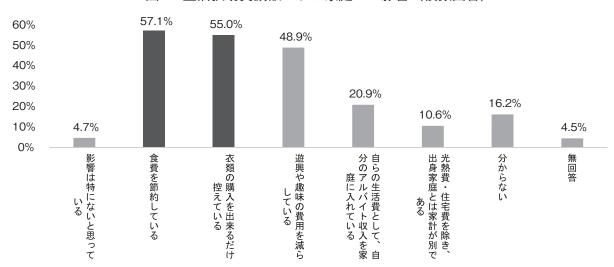


図2 生活扶助費減額による家庭への影響(複数回答)

出所:厚生労働省(2018a:65)より筆者作成

と答えた世帯はわずかである。

全国調査では、具体的な生活保護費の削減額が調査されていない。国の資料では、東京都23区(1級地の1:都市部)の母子3人世帯における第1子の大学等進学前後の生活保護基準額について例示している(表1)。これによると食費・被服費、水光熱費に該当する生活扶助費は進学前後で月額4万4,020円の減額であり、家賃等の住居費にあたる住宅扶助(上限額)は5,800円減額となっている。

進学前後の最低生活費 (≒生活保護基準)を調査した堺市調査では、世帯分離による扶助費の減額は平均月3.9万円(「3~4万円」36.9%、「4~5万円」35.1%。n=168)と報告されている(桜井・鷲見・堀毛2018)。以上から生活保護基

準は、居住地域や家族構成により違いがあるものの、都市部では月あたり4万円前後の減額となるといえる。

経済的困窮は学生の医療受診行動にも影響を 及ぼしている。過去1年間に病気やけがをした 場合の医療機関受診の有無について尋ねたとこ ろ、「必要な場合はその都度受診した」が43.0% と最も多いものの、次いで「経済的な理由で出 来るだけ受診を控えた」が26.9%を占めている (図3)。生活保護世帯の場合、疾病等による医 療機関受診は、通常医療扶助の対象となるが、 世帯分離されている学生には医療扶助は適用されない。そのため学生は、個人で国民健康保険 に加入する必要があり、自己負担分の支払いも 当然発生する。調査結果から、一部の学生にお

表 1 東京 23 区 (1 級地の 1) 母と子 2 人の 3 人世帯における第 1 子大学等進学前後の生活保護基準額の例母 $(40\sim20$ 歳)、第 1 子:高校卒業生 (18 歳)、第 2 子:高校生 $(18\sim15$ 歳)の世帯では、第 1 子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

1) OCLINICA DATA	SCELLINEW DATE CON DETENDED WINDOW		
	進学前	進学後	差
生活扶助	18万9,120円	14万 5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助 (上限額)	6万9,800円	6万4,000円	▲ 5,800 円
高等学校等就学費 (第2子)	1万600円	1万600円	0
合計	26 万 9,520 円	21 万 9,700 円	▲4万9,820円

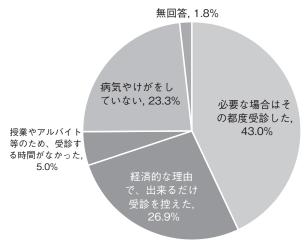
⁽注) 金額は2018年4月1日現在

⁽参考) 第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22.790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。 出所:厚生労働省保護課(2018:2)

いて、経済的困窮を理由に医療受診を控える傾向が確認された。

国民健康保険の加入状況を確認したところ、約9割の学生が保険加入していたものの(「国保加入」81.3%、「社保扶養親族」8.0%)、9.3%が「未加入あるいは不明」(内、「加入していない」4.5%、「わからない」4.8%)の無保険状態の恐れがあるケースであった。国民年金保険料(20歳以上)は、「学生納付特例制度を利用」59.6%、「納付している」16.3%と、適切に制度利用(・納付)している一方で、「納付していない」12.8%、「わからない」8.2%という回答が2割程度ある(n=866)。学生納付特例制度の対象であることから必要な手続きを怠っている(漏れている)可能性が高い。

図3 医療機関受診の有無



出所:厚生労働省(2018a:60)より筆者作成

国保や年金に関しては、生活保護ケースワーカーが説明・確認すべき内容であるが、世帯分離後は学生と接する機会もほぼなくなることからこのような事態が生じていると考えられる。

② 教育費の負担と奨学金利用

表2は大学等就学に必要な費用の平均である。 授業料の年間必要額は平均83.95万円、通学費 は8.98万円。就学費用の合計は111.09万円と非 常に高額となる。ただし、これは生活保護世帯 の学生に限った話ではない。日本学生支援機構 (JASSO) が2年に1度、全国の大学生を対象 に実施している「学生生活調査(2016年度)」(以 下、「JASSO調査」という。)によると、大学(昼 間部)自宅生の就学費用の合計は125.44万円と なっている。教育費の高負担は、生活保護世帯 に限らず、全世帯に重くのしかかっているとい える。

低所得世帯の教育費負担の軽減策としてしば しば言及されるのが授業料減免制度である。全 国調査によると減免制度の適用状況は16.7%に 留まった(「全額減免」7.7%、「半額以上」2.5%、 「半額未満減免」6.5%)。「大学等に減免制度がな かった」36.0%が最も多く、「申請しなかった」 32.4%、「申請したが不許可になった」6.5%となっ ている。低所得者世帯への授業料減免制度は、

表2 学生の就学に必要な費用

(単位:千円)

		\ : - \ : · · ·
	全国調査(生活保護)	JASSO 調査(全世帯)
授業料	839.5	950.9
その他の学校納付金	103.8	127.7
修学費	69.8	44.6
課外活動費	- (調査実施せず)	31.6
通学費	89.8	99.6
合計	1110.9	1254.4
(備考)	2017年,生活保護世帯出身の自宅生	2016年,大学(昼間部)自宅生(短大、
実施年,対象	(短大・専修学校等含む)	専修学校等は含まない)

出所:厚生労働省(2018a:57)、学生生活調査(2016)より筆者作成

国公立大学では相当程度充実しつつあるが、私立大学や専修学校等では導入されていない学校も多く、現状の水準では低所得世帯の学生の教育費負担を軽減する有効策になり得ていない。

次に奨学金の利用状況である。生活保護世帯の学生の86.5%が奨学金等を利用しており、そのほとんどが日本学生支援機構を利用している。表3に利用している奨学金の年間受給額を示している。調査実施年の2017年は給付型奨学金の試行実施が始まった年度であり、1年生はその対象となっていることから一部で給付型奨学金の受給がみられる。ただし、「貸与型奨学金」116.4万円、「給付型奨学金」37.7万円(いずれも日本学生支援機構の奨学金)であり、依然として「貸与型」が大部分を占めている。この場合、学校に通うために毎月約10万円の借金をする必要がある。奨学金の年間受給額「100万円以上」

表3 奨学金の年間受給額

(単位:千円)

	(十四・111)
項目	平均年間受給額
日本学生支援機構の貸与型奨学金	1,154.7
日本学生支援機構の給付型奨学金	156.0
日本学生支援機構以外の貸与型奨学金	645.9
日本学生支援機構以外の給付型奨学金	459.7
生活福祉資金の教育支援資金	738.1
貸与型奨学金・合計	1,164.3
給付型奨学金・合計	377.3
奨学金年間受給額・合計	1,194.4

出所:厚生労働省(2018a:56)

60.0%、「150万円以上」26.5%、「200万円以上」12.8%であり、多くが卒業時に数百万円の借金を背負うことがわかる(図 4)。単純計算しても修業年限4年の大学の場合、奨学金を年100万円受給していれば総額400万円、年200万円受給であれば総額800万円に達する。

教育費負担(支出)の面では一般世帯の学生と大きく違わなかったが、収入面ではその差があらわになる。JASSO調査による大学(昼間部)自宅生の年間収入は175.2万円であり、その内訳は「奨学金」35.5万円(20.2%)、「家庭からの給付」96.3万円(55.0%)、「アルバイト」39.3万円(22.4%)、「その他」4.2万円(2.4%)となる¹⁰⁾。JASSO調査と全国調査はそれぞれ異なる調査であり、単純比較はできないが、ここでは参考値として比較してみる(図5)。

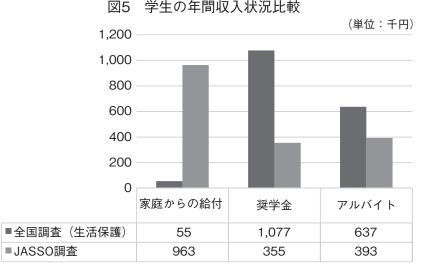
奨学金の年間受給額は、一般世帯 35.5 万円に対して生活保護世帯 107.7 万円となり、およそ 3 倍の差が生じる。アルバイト収入は一般世帯の自宅生 39.3 万円に対して生活保護世帯 63.7 万円と 1.6 倍程度多くなっている。この差を生んでいるのが出身家庭の援助の有無である。一般世帯は家庭(多くの場合、親)からの援助(96.3 万円)があるが、生活保護世帯の学生は家庭(生活保護世帯)からの援助が原則望めない(それでも 5.5 万円 / 年ある)。世帯分離されており、学生分を除いた最低生活水準しか支給されていないためである 111)。家庭からの援助の差(=家

図4 奨学金の年間受給額・合計

50万円未満 50~100万円 100~150万円 150~200万円 200万円以 9.2% 30.7% 33.5% 13.7% 12.8%	
--	--

(n=1,375)

出所:厚生労働省(2018a:56)より一部修正



(注) 全国調査のアルバイト収入は、1月あたりの収入額を12倍して算出。 出所:厚生労働省(2018b)、学生生活調査(2016)を参考に筆者作成

庭の経済力)を埋めるために、生活保護世帯の 学生は多額の奨学金を借り、アルバイトに励む。 生活保護世帯に限らずとも、低所得等の理由に より親からの援助は望めない世帯の場合も、類 似した状況(家庭からの援助を望めず、その分 貸与型奨学金とアルバイト収入で補填する)が 想定される。

③ 進路選択への影響

進学による経済的な負担や世帯分離という措置は、生活保護世帯の学生の進路選択にも影響している(図 6)。「進学で出身家庭の保護費が減額されること(世帯分離)が、進学に影響したか」との質問には、6割をこえる学生が「影響した」と回答している(「大いに影響した」40.4%、「少し影響した」21.5%)。また家族から「経済的な負担がかからない進学をしてほしい」と言われた学生は41.4%、「経済的な理由で進学を反対された」学生は5.2%存在している。

この調査は現に大学等へ進学している者を対象にしており、進学自体を諦めた場合は調査対象外となる。そのため、実際にはより多くの生活保護世帯の子どもが、現行の制度運用と経済

的理由により進学を断念する / 進学先を変更することを選択している可能性が高い。

4 政策対応とその問題点

(1) 2018 年度からの進学支援策

大学等進学率の格差と貧困の連鎖への対策の 観点から、国は18年度より生活保護世帯を対象 に、新たに2つの進学支援策(「大学進学時の一 時金の創設(進学準備給付金)」¹²⁾ と「就学中 に住宅扶助費を減額しない措置」)を実施した。 進学準備給付金は、進学時の新生活費用として 一時金(自宅生10万円/下宿生30万円)を支 給する制度であり、住宅扶助を減額しない措置 は、世帯分離にあたって住宅扶助費のみ例外的 に減額せずに進学前の世帯基準で支給するとい う運用である。

この 18 年度からの進学支援策について、桜井・ 鷲見・堀毛 (2018) は次の 3 点を指摘している。

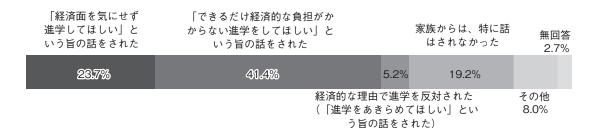
①進学準備給付金の使途と金額の妥当性:給付金を入学金や初回授業料などの学費に充てることができないことから弾力的な運用ができない。また、金額(自宅生10万円/下宿生30万円)が何をまかなうために設定されたかが明らかに

図6 大学等進学時の保護費減額の影響、家族の態度

【問8】 あなたが大学等に進学すると、出身家庭に支給される生活保護費が減額される、ということが、進学するかを考える際に影響しましたか。



【問15】大学等への進学について、ご家族から経済的な話をされましたか。



出所:厚生労働省(2018a:24,34)より筆者作成

されていない。

②住宅扶助のみ減額しない措置:あえて住宅 扶助のみ世帯分離の対象から外す必然性がなく、 制度上の整合性が取れるものではない。金額面 でも生活扶助に比べて住宅扶助は家計への影響 が相対的に小さく(生活扶助▲ 44,020 円、住宅 扶助▲ 5,800 円:表1参照)、公営住宅などの低 家賃住宅に居住する世帯には恩恵がない。なお、 堺市調査では、世帯分離により減少した家計に ついて、総額ベースで97%が生活扶助、住宅扶 助は3%分に過ぎなかったことを報告している。

③世帯分離の継続:2つの支援策の導入は、同時に大学等就学時の世帯分離の運用継続を意味している。生活保護世帯の大学生等は、入学時のみ困窮しているわけではなく、特に住宅扶助のみ不足しているわけでもない。限定的な対応策にすぎず、問題への根本的な解決策となる世帯分離の廃止(世帯内就学への切り替え)が見送られた。

国は、高校進学について1970年に世帯分離を 廃止し世帯内就学へと切り替えた先例がある。 当時の厚生省保護課はこの改正理由について、 a. 保護の受給は一時的な現象であり、教育を受 けることはその者にとって一生の問題である。 b. 被保護世帯は子供の教育に将来の希望をかけ ている。c. 社会は高能率化時代に入り、相応の 高等教育が要請されている、と説明し、また一 般の高校進学率が約80%となった事情を踏まえ たとしている (厚生省保護課 1970)。大学等進 学率は、過年度入学者を含めると 2017 年時点 80.6% に達している (1970年は24.2%)。50年近 く経過した現在、当時の高校進学と同じ状況が 大学等進学に生じているとみなし、世帯分離の 廃止(世帯内就学)へ転換することを視野にい れるべきであろう。

(2)世帯分離廃止に反対する国・地方自治体 国は、過年度卒ではなくあえて現役進学率の データ(17年全世帯 73.0%)を用いて、一般進 学率はいまだ 8割に満たないと主張し、一般世 帯との均衡を理由に世帯分離の廃止を認めない 立場を堅持している。また、多くの地方自治体 も国の立場を後押ししている。

図7は、厚生省保護課が、保護世帯の学生の 大学進学等を検討するにあたって地方自治体に 意見を求めた際のアンケート結果である¹³⁾。

結果は賛成17自治体(15.0%)、反対77自治体(68.1%)、その他19自治体(16.8%)と、地方自治体の約7割が、世帯内就学に反対していることがわかる。

(3) 残された課題

国の全国調査で明らかになったのは、世帯分離を主因とした、大学生とその家族の生活困窮の実態であった。衣食を削り医療受診を控える生活、保護費を減額する制度運用が子どもの進路選択に及ぼす影響の一端が浮き彫りとなった

といえる。18年度からの国の進学支援策も抜本 的な解決策には程遠く、生活保護世帯の大学生 とその家族の困難は続くとみられる。

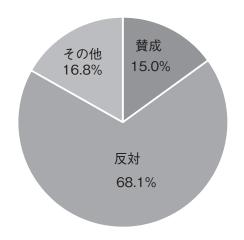
解決には何が障壁となっているのであろうか。 実は一番の障壁は世論にある。政策とは政治であり、それは少なからず世論を映しだす。生活保護世帯の学生や家族の困窮を目の当たりにしていても、一般市民の間で「貧困者は大学に行かず働くべきだ」(それでも行くなら多額の借金を背負い、在学中に生活困窮してもやむを得ない)という考えの方が強ければ、それは現行制度を変える誘引にはならない。前項の地方自治体の意見はこのことを強く示している(現場の最前線で生活保護世帯やその学生たちを支援している福祉事務所が最も強硬に反対している)。ただし、一般世帯の8割が進学している現状で、そのような態度を貫くことは本当に時代に適合しているのであろうか。

確かに70年代と状況は異なり財政停滞期に新

図7 大学進学に伴う世帯分離措置の廃止に関する地方自治体の意見

(質問事項)大学に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合には、更に稼働能力の活用を求めることなく、世帯内において就学することを認めることについて、どのように考えますか。

賛成	17 自治体(15.0%)
反対	77 自治体(68.1%)
その他	19 自治体(16.8%)



出所:厚生労働省保護課(2016:19-25)を一部加筆

<反対意見の一例>

- ・近年の大学進学率は50%程度であり、一般世帯との 均衡を考えると時期尚早。
- ・大学、短大、専門学校を含めた進学率は70%を超える 程度に留まっているため。
- ・保護を受けない一般低所得世帯との均衡を考慮した場合、認めるべきでない。
- ・大学への世帯内就学は生活保護にはなじまない。
- ・大学進学者を保護することは最低生活の保障を超えている。
- ・稼働能力の活用を実施機関が求める機会を4年先延ばしすることになる。

たに財源を要する政策は支持されにくい。しか しながら、高等教育機関への進学は人的資本や 社会的投資の面から有用であるし、高校卒との 賃金格差が明らかである以上、貧困・低所得世 帯にただ我慢を強いるのではない是正策が求め られる(小原 2017)。そもそも社会福祉の本来 の目的は「貧困の除去」にある。現に困窮の実 態がある以上、これを改善するための努力を怠 る理由にはならない。

また、低所得を理由に進学機会の不利を受けているのは、「生活保護世帯の学生」だけではない。一般世帯との進学格差という点では、「児童養護施設」や「ひとり親家庭」の子どもも同様の状況にあり、対策が必要と考えられる¹⁴⁾。他にも生活保護制度を利用していない低所得世帯の学生も、生活困窮と多額の教育ローンという点で類似した状況にある。彼ら/彼女らの状況を改善するには、生活保護の世帯分離解消だけでは当然足りない。問題の抜本的解決には、①教育(費)の抑制:教育無償化や減免制度の充実、②奨学金制度の改善:貸与型から給付型への転換、返済困難者の救済、の2つが不可欠であり、これらは教育行政の対応が必要である。

【注】

- 1) 小数点第2位の端数処理により、合計額に差異が生じる。
- 2) 進学率の差を埋める作業(政策)において、制度保障の仕組みを整えることと、個々人の進路決定に介入することは異なるアプローチである。進学は子どもの選択の権利の一つであって、基本的には本人の意志が尊重されるべき事柄である。また、誰もが大学にいくような学歴偏重社会が望ましい社会かどうかは議論の余地がある(進学が貧困脱却の必要条件となっている社会構造は裏を返せば、非進学が貧困につながる社会でもある)(桜

井 2018)。

- 3) 生活保護世帯の大学等進学に関する体系的研究 として、三宅(2018)。
- 4) 世帯内就学で認められるのは生活費部分だけであり、学費等は対象ではない。学費や通学費など高校就学に必要な費用が生活保護から支給されるようになるのは35年後の2005年度「高等学校等就学費」(生業扶助)創設からである。
- 5) 「生活保護でも進学認めて」2017 年 6 月 25 日東 京新聞 朝刊特報 1-2 面。
- 6) 以下、本稿で使用するデータは厚生労働省 (2018a)「生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究等一式報告書」(株式会社インテージリサーチ) に収載されている。同報告書は、厚生労働省のwebサイトで公開されている。 URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212816.html (閲覧日 2018年9月25日)。
- 7) 各自治体の福祉事務所のリストから、学校区分 や国公立・私立区分ごとに層化抽出。
- 8) 厚生労働省は、一連の調査・分析を株式会社インテージリサーチに委託している。
- 9) 以降の全国調査の数値は特に記載がない限りは n=2.025である。
- 10) ただし、これらの数値はあくまで一般世帯の 平均値であり、実際は出身世帯の所得階層によっ て値が大きく変動する。
- 11) なお、全国調査において出身家庭からの就学費用の援助状況を尋ねたところ、「受けていない」78.6%、「受けている」15.8%、「無回答」5.6%という結果であった。約8割は受けていなかったものの、15.8%の世帯は、世帯分離により減額された生活保護費のなかから就学費用を捻出している(平均支給額は年間32.7万円(平均))。生活保護費を就学費用に費消すること自体は違法ではないが、これにより生活保護世帯が最低生活以下の生

活水準に陥ってしまうことが指摘されている(桜 井・鷲見・堀毛 2017, 2018)。

- 12) 厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法 による進学準備給付金の支給について」(平成30 年6月8日社援発0608第6号)、同局保護課長通 知「生活保護法による進学準備給付金の取扱いに ついて | (平成30年6月8日社援保発0608第2号)。
- 13) 厚生労働省保護課(2016) 「平成28年度生活 保護担当指導職員ブロック会議における研究・協 議資料」協議事項1-(4)(未公表資料)。同資料 は未公表資料につき、筆者が厚生労働省に情報公 開請求して入手した。
- 14) 本稿では生活保護世帯に絞っているが、他に も進学機会の不利を受けている対象に「児童養護 施設の子ども」、「ひとり親家庭の子ども」等が いる。児童養護施設の子どもの大学等への現役 進学率は27.1% (大学・短大14.2%、専修学校等 12.9%)と生活保護世帯よりもさらに低い。また、 ひとり親家庭の子どもの現役進学率は58.5%(大 学等41.9%、専修学校等16.7%) と生活保護世帯 よりは上回っているものの、一般世帯に比べて低 い状態にある。

【参考文献】

岩重佳治(2017)『「奨学金」地獄』小学館。

大内裕和(2017)『奨学金が日本を滅ぼす』朝日新 聞出版。

大内裕和・今野晴貴(2015)『ブラックバイト』堀 之内出版。

小原篤次(2017)「奨学金・教育ローン問題の構造 一大学進学はイリュージョンか―」『季刊 個人金 融』12 (3): pp.45-54。

厚生労働省(2018a)「生活保護世帯出身の大学生 等の生活実態の調査・研究等一式 報告書 | (株式 会社インテージリサーチ)。

厚生労働省(2018b)「生活保護世帯出身の大学生

等の生活実態の調査・研究」の結果 (概要)。

厚生労働省保護課(2018)「社会・援護局関係主管 課長会議資料(2018 年 3 月 1 日)」

厚生省社会局保護課(1970)「昭和45年度の生活 保護 実施要領の改正」『生活と福祉』169号:p.10。 堺市健康福祉局生活福祉部生活援護管理課・大阪 市立大学人権問題研究センター(2017) 『堺市生 活保護世帯の大学生等に対する生活実態調査報告 書』。

桜井啓太(2018)「生活保護世帯の子どもの大学等 進学を考える―堺市実態調査から」『賃金と社会 保障』1697·1698 合併号:pp.36-44。

桜井啓太・鷲見佳宏・堀毛忠弘(2017)「生活保護 世帯の大学生の現状と課題一堺市生活保護世帯 の大学生等実態調査から―」『貧困研究』vol.19: pp.97-109_o

桜井啓太・鷲見佳宏・堀毛忠弘(2018)「生活保護 と大学進学―生活保護世帯の大学生等生活実態 調査(堺市)から―」『貧困研究』vol.20: pp.89- 100_{\circ}

牧園清子(1999)『家族政策としての生活保護:生 活保護制度における世帯分離の研究』法律文化社。 三宅雄大(2018)「生活保護利用世帯における大学 等『就学機会』に関する研究」首都大学東京 博士 論文。

さくらい けいた

2014年大阪市立大学大学院創造都市研究科博士後期課程

単位取得退学。博士(創造都市)大阪市立大学。 地方自治体職員を経て、2017年から名古屋市立大学大学 院人間文化研究科専任講師。2018年より現職。

【主要著書】

〈自立支援〉の社会保障を問う―生活保護・最低賃金・ワー キングプア』法律文化社、2017 年 【主要論文】

最低賃金と生活保護の逆転現象発生のメカニズムとその 効果」『大原社会問題研究所雑誌』663号、2013年 「『自立支援』による福祉の変容と課題」桜井智恵子・広 瀬義徳編『揺らぐ主体/問われる社会』インパクト出版会、 2013年

「生活保護世帯の大学生の現状と課題―堺市生活保護世帯 の大学生等実態調査から—」『貧困研究』Vol.19、2017年